

報道ご関係者各位
2014年6月30日

TSX/NYSE/PSE: MFC

SEHK:945

『こだわり終身保険 v2(低解約返戻金型)』を販売開始

～ nonsmoker の場合に保険料が割安になる*1 終身保険～

マニユライフ生命保険株式会社(代表執行役社長兼 CEO: ギャビン・ロビンソン、本社: 東京都調布市、以下「マニユライフ生命」)は、2014年7月1日より、無配当終身保険Ⅱ型(低解約返戻金特則付)(ペットネーム: 『こだわり終身保険 v2(低解約返戻金型)』)をプランライト・アドバイザー(自社営業職員)および一般代理店を通じて販売いたします。

『こだわり終身保険 v2(低解約返戻金型)』は、2010年2月に発売した「こだわり終身」をリニューアルした商品です。「家族に資産を遺したい」「将来に向け資金を準備しておきたい」というお客さまのための商品というコンセプトはそのままに、特定疾病による保険料の払込免除の追加、保険料払込期間の選択肢拡充を新たに行い、お客さまの多様なニーズによりお応えできるようになりました。

また、従来より引き続き、非喫煙者保険料率(nonsmoker料率)を用意しており、被保険者の喫煙状況がマニユライフ生命所定の基準を満たした場合に標準保険料率より割安な nonsmoker 料率が適用されます。

『こだわり終身保険 v2(低解約返戻金型)』の特徴

1. 魅力的な保険料

- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金を抑えることにより、割安な保険料を実現しています。
- 喫煙状況がマニユライフ生命所定の基準を満たした場合、割安な nonsmoker 料率の適用が受けられます。

2. 特定疾病による保険料の払込免除(今回新たに追加)

- 今回追加された「特定疾病保険料払込免除特則」を適用することにより、被保険者が特定疾病(ガン・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態に該当された場合、以後の保険料のお払込が免除できます。

3. ライフスタイルに合わせて選べる保険料払込期間(今回新たに追加)

- 保険料払込期間は、20年・30年・終身払*2のほか、今回払込満了年齢に35・40・45・50歳を追加し、一定の年齢*3で保険料を払い終えるプランなどをご用意しています。

*1 喫煙歴については告知に加えマニユライフ生命所定の検査を実施させていただきます。所定の検査の結果などによっては、 nonsmoker 料率でのご契約をお引き受けできない場合があります。

*2 終身払の場合は一生涯、低解約返戻金期間が継続します。

*3 35・40・45・50・55・60・65・70・80・90歳。特定疾病保険料払込免除特則を適用した場合はお取り扱いが異なります。

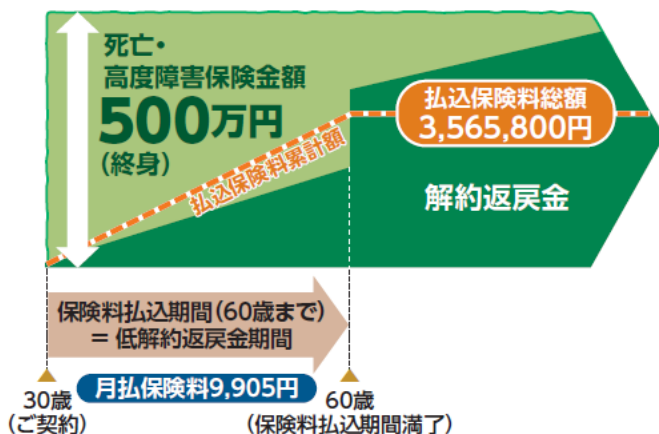
マニユライフについて

マニユライフ生命は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業です。

マニユライフは、主にアジア、カナダ、米国を中心に事業を展開しているカナダ系大手金融サービス・グループです。同グループは信頼に支えられ、その信頼に真摯に応える企業として、また力強さに満ち、明日を切り拓く企業として、人生で最も重要な資金面の決断を行う際の解決策を提供し、お客さまのご期待に応え続けています。同グループの職員、エーเจントおよび販売パートナーの国際的なネットワークを通じて、数百万のお客さまに経済的保障や資産運用・形成のための商品・サービスをご提供しています。また、機関投資家のお客さまには、資産運用サービスもご提供しています。マニユライフとその子会社の管理運用資産は、2014年3月31日現在およそ6,350億カナダドル(5,740億米ドル)となっています。カナダおよびアジア地域ではマニユライフとして、米国においては主にジョン・ハンコックのブランドで事業を展開しています。マニユライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「945」で取引されています。マニユライフ・ファイナンシャル社についての詳細はウェブサイト(www.manulife.com)をご覧ください。

■しくみ図 [標準保険料率の場合]

- 例 ■ 被保険者:30歳・男性 ■ 死亡・高度障害保険金額:500万円 ■ 保険期間:終身
 ■ 保険料払込期間:60歳満了 ■ 保険料払込方法:口振扱月払 ■ 特定疾病保険料払込免除特別:なし ■ 特約:なし



▶ 上記ご契約例の解約返戻金額推移

経過年数	解約返戻金額	払込保険料累計額
5年	358,500円	594,300円
10年	824,500円	1,188,600円
20年	1,740,500円	2,377,200円
30年	2,759,500円*	3,565,800円
40年	4,296,000円	3,565,800円
50年	4,598,000円	3,565,800円

* 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了直前の数値(低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金額は3,942,000円)。

● 上表は、経過年数の末日における数値です。ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものととして算出しています。

上記のご契約例における保険料率の比較

*小数第2位切り捨て

経過年数	標準保険料率:月払保険料 9,905円			経過年数	ノンスモーカー料率:月払保険料 9,170円		
	解約返戻金額 A	払込保険料累計額 B	返戻率* A/B		解約返戻金額 A	払込保険料累計額 B	返戻率* A/B
5年	358,500円	594,300円	60.3%	5年	334,500円	550,200円	60.7%
10年	824,500円	1,188,600円	69.3%	10年	770,500円	1,100,400円	70.0%
20年	1,740,500円	2,377,200円	73.2%	20年	1,641,000円	2,200,800円	74.5%
30年	2,759,500円	3,565,800円	77.3%	30年	2,624,500円	3,301,200円	79.5%
40年	4,296,000円	3,565,800円	120.4%	40年	4,140,000円	3,301,200円	125.4%
50年	4,598,000円	3,565,800円	128.9%	50年	4,497,500円	3,301,200円	136.2%

● 上表は、経過年数の末日における数値です。ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものととして算出しています。

■保険料の払込免除

A: 不慮の事故が原因で所定の身体障害状態に該当した場合

B: ご契約時に特定疾病保険料払込免除特則を適用し、特定疾病で所定の状態に該当した場合

AとBの解約返戻金額の比較

例	■被保険者:30歳・男性	■死亡・高度障害保険金額:500万円	■保険期間:終身
	■保険料払込期間:60歳満了	■保険料払込方法:口振毎月払	■特定疾病保険料払込免除特則:あり
			■特約:なし

▶イメージ図



▶比較表

経過年数	被保険者 満年齢	解約返戻金額	
		A 不慮の事故により身体 障害状態になったとき	B 特定疾病で所定の状態 になったとき
5年	35歳	358,500円	3,027,000円
10年	40歳	824,500円	3,202,000円
15年	45歳	1,271,500円	3,384,000円
20年	50歳	1,740,500円	3,569,500円
25年	55歳	2,233,000円	3,754,500円
30年	60歳	2,759,500円	3,939,000円

●各経過年数時においてそれぞれの払込免除事由に該当した場合における解約返戻金額を表示しています。
●左表は、経過年数の末日における数値です。ご契約時の契約内容が表示の経過年数に達するまで変更なく継続したものと計算しています。

A の場合: 被保険者が責任開始期以後に発生した約款に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内の保険料払込期間中に約款に定める所定の身体障害の状態に該当されたとき、以後の保険料のお払い込みを免除します。

B の場合: 被保険者が保険料払込期間中に次の保険料の払込免除事由に該当されたとき、以後の保険料のお払い込みを免除します。この場合、保険料の払込免除事由の発生時に一時に保険料のお払い込みがあったものとしてお取り扱いし、また以後の解約返戻金は低解約返戻金割合を用いず計算します。

特定疾病	保険料の払込免除事由
悪性新生物(ガン)	ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害・運動失調・麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

●「ガン責任開始日」とは、責任開始期(告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時)の属する日からその日を含めて91日目を行います。